

東京大学大気海洋研究所 特任研究員（特定有期雇用教職員） 募集要項

1. 職名及び人数：特任研究員 1名
2. 契約期間：2024年8月1日以降できるだけ早い時期～2025年3月31日
3. 更新の有無：更新する場合があります。更新は1年ごとに行う。
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。ただし、更新回数は2回まで、在職できる期間は2027年3月31日までを限度とする。
4. 試用期間：採用された日から14日間
5. 就業場所：大気海洋研究所（千葉県柏市柏の葉5-1-5）
6. 所属：大気海洋研究所気候モデリング研究部門
7. 業務内容：全球雲解像モデルを用いて雲・降水・対流の物理過程やその大規模場との相互作用に関するプロセス研究を行い、衛星観測との比較を通じてモデルを評価・改良する研究に従事します。特に、全球雲解像モデルにおける雲・降水過程の表現とその大規模場への影響を地球シミュレータ上での数値実験によって調べるとともに、衛星シグナルシミュレータも適宜活用しながら、衛星観測データとの比較によってモデルの雲・降水・対流過程を評価・改良する研究に取り組んで頂きます。文部科学省・気候変動予測先端研究プログラム（先端プログラム）の領域課題1「気候変動予測と気候予測シミュレーション技術の高度化」におけるサブ課題(i)b「モデルと衛星データの融合研究による気候変化プロセスの理解」（実施機関：東京大学）および宇宙航空研究開発機構（JAXA）・委託研究「EarthCARE4 センサ複合放射収支算定アルゴリズムの開発と気候モデル連携研究の推進」（実施機関：東京大学）に携わって頂きます。先端プログラムについては<https://www.jamstec.go.jp/sentan/index.html>, EarthCARE 地球観測衛星ミッションについてはhttps://www.eorc.jaxa.jp/EARTHCARE/index_j.html をそれぞれご参照ください。
8. 就業時間：専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9. 休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10. 休暇：年次有給休暇、特別休暇 等
11. 賃金等：年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額35～40万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円/月まで）
12. 加入保険：文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13. 応募資格：博士の学位を有する方、または採用日までに取得見込みの方
14. 提出書類：
 - 1）東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし作成すること。）
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
 - 2）研究業績目録（原著論文・総説・その他に分け、査読の有無を明記すること。）
 - 3）主要原著論文3編以内のPDFファイル各1部
 - 4）これまでに行なってきた研究の概要（A4用紙1ページ程度）
 - 5）着任後の研究に対する抱負（A4用紙1ページ程度）
 - 6）応募者に関する所見を伺える有識者2名の氏名・連絡先（電話・E-mail アドレス）
15. 提出方法：上記書類をPDF形式の添付ファイルとし、件名を「先端プログラム特任研究員応募」と記載し、電子メールで下記アドレスに送付してください（郵送不要）
suzuki-recruit@aori.u-tokyo.ac.jp（◎を@に変えてお送りください）
添付ファイルは20MB程度以内にまとめて圧縮し、必要に応じてパスワード保護してください。容量が大きくなる場合には、適当なオンラインストレージサービスを用いて構いません。※受信確認メールを当方から送付します。
16. 応募締切：2024年5月31日（金）必着 書類選考の上、少数名の候補者に面接を実施します。

17. 問い合わせ先：〒277-8568 千葉県柏市柏の葉 5-1-5

東京大学大気海洋研究所 気候モデリング研究部門 教授 鈴木健太郎

Tel: 04-7136-4398, E-mail: ksuzuki@aori.u-tokyo.ac.jp (◎を@に変えてお送りください)

18. 募集者名称：国立大学法人東京大学

19. 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

20. その他：取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。

また、東京大学はダイバーシティ&インクルージョン宣言の下で男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。

なお、採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。